

○海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達

昭和 43 年 4 月 19 日
海上自衛隊達第 23 号

改正 昭和 44 年 3 月 15 日 海上自衛隊達第 14 号〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 14 条による改正〕

昭和 47 年 2 月 7 日 海上自衛隊達第 9 号〔第 1 次改正〕

昭和 48 年 10 月 16 日 海上自衛隊達第 49 号〔第 2 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 2 条による改正〕

昭和 53 年 6 月 30 日 海上自衛隊達第 24 号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 4 条による改正〕

昭和 56 年 2 月 10 日 海上自衛隊達第 7 号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 6 条による改正〕

昭和 56 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 15 号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 9 条による改正〕

昭和 57 年 4 月 28 日 海上自衛隊達第 13 号〔海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達の附則 3 項による改正〕

昭和 57 年 6 月 2 日 海上自衛隊達第 18 号〔第 2 次改正〕

昭和 62 年 5 月 21 日 海上自衛隊達第 13 号〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 7 条による改正〕

昭和 62 年 9 月 29 日 海上自衛隊達第 23 号〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 6 条による改正〕

昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 16 号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第 51 航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 8 条による改正〕

昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 20 号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 40 条による改正〕

昭和 63 年 12 月 13 日 海上自衛隊達第 44 号〔第 3 次改正〕

平成 9 年 1 月 20 日 海上自衛隊達第 1 号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 20 条による改正〕

平成 10 年 12 月 2 日 海上自衛隊達第 30 号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 37 条による改正〕

平成 11 年 3 月 30 日 海上自衛隊達第 8 号〔自衛隊における感染症対策に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 5 条による改正〕

平成 12 年 12 月 8 日 海上自衛隊達第 35 号〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 5 条による改正〕

平成 14 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 25 号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 36 条による改正〕

平成 14 年 8 月 6 日 海上自衛隊達第 41 号〔第 4 次改正〕

平成 14 年 10 月 31 日 海上自衛隊達第 45 号〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 8 条による改正〕

平成 18 年 3 月 27 日 海上自衛隊達第 9 号〔防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第 23 条による改正〕

平成 18 年 4 月 3 日 海上自衛隊達第 20 号〔第 1 海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 16 条による改正〕

平成 18 年 9 月 6 日 海上自衛隊達第 30 号〔第 5 次改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海上自衛隊達第 1 号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第 35 条による改正〕

平成 19 年 7 月 2 日 海上自衛隊達第 21 号〔第 6 次改正〕

平成 21 年 8 月 6 日 海上自衛隊達第 65 号〔第 7 次改正〕

平成 26 年 3 月 24 日 海上自衛隊達第 9 号〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第 3 条による改正〕

平成 26 年 12 月 10 日 海上自衛隊達第 31 号〔特定秘密の保護に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第 2 条による改正〕

令和 2 年 9 月 30 日 海上自衛隊達第 49 号〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 17 条による改正〕

海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達を次のように定める。

海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 一般事故の種別及び範囲（第 4 条—第 12 条）

第 3 章 一般事故調査及び報告（第 13 条—第 19 条）

第 4 章 一般事故調査委員会（第 20 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、海上自衛隊の部隊又は機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。次条において同じ。）において、艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和 34 年防衛庁訓令第 3 号）第 2 条及び航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 35 号）第 2 条に規定する艦船事故及び航空事故を除く事故（以下「一般事故」という。）が発生した場合の一般事故調査及び報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）自衛艦隊司令官等 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長並びに護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務群司令及

び開発隊群司令をいう。

- (2) 部隊等 海上幕僚監部並びに長官直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関をいう。
- (3) 事故発生部隊等 物件又は人員の所属のいかんにかかわらず、それらについて一般事故の発生した部隊をいい、海上自衛隊以外の部隊及び機関並びに会社などに派遣された隊員又は修理・保管等を委託した物件については、それぞれ派遣元又は委託元である部隊等をいう。
- (4) 施設 土地、建物およびそれらの従物並びに土地又は建物に定着した工作物をいう。
- (5) 物件 施設以外のものをいう。
- (6) 金銭等 現金、小切手及び有価証券並びに出納員及び有価証券取扱主任官の取扱う公印をいう。
- (7) 武器 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）別表に規定する武器、射撃管制装置、通信器材、探知器材及びコヒレント放射線器材（同等の機能性能を有する供試器材を含む。）をいう。
- (8) 弾薬 海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達（昭和57年海上自衛隊達第13号）第2条第2号に規定する弾薬をいう。
- (9) 車両 海上自衛隊車両管理運用規則（昭和39年海上自衛隊達第17号）第4条及び防衛省共済組合車両管理運用細則（平成9年防衛庁共済組合事務取扱細則第4号）第1条に規定する車両をいう。
- (10) 重傷 致命傷又は致命のおそれのある負傷その他2週間以上の入院加療を要すると認められる負傷をいう。
- (11) 軽傷 重傷に至らない負傷で、入院・入室又は休養を要するものをいう。

（適用除外）

第3条 次の各号に掲げる事故は、一般事故に含まれないものとする。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する防衛出動、治安出動、海上における警備行動又は領空侵犯に対する措置の際における直接被害及び直接被害によると推定される事故
- (2) 第5条、第7条、第8条及び第9条第2号に規定する事故のうち、海上自衛隊が使用する施設又は物件（以下それぞれ「使用施設」及び「使用物件」という。）の滅失、亡失又は損壊による損害額が50万円未満の事故。ただし、海上自衛隊の業務に著しく支障をきたす場合を除く。
- (3) 軽傷に至らない人員負傷の事故

第2章 一般事故の種別及び範囲

（一般事故の種別）

第4条 一般事故の種別は、航空機事故、武器・弾薬事故、施設事故、車両事故、金銭・物品事故、秘密保全事故、暗号事故、傷病事故及び服務事故とする。

（航空機事故の範囲）

第5条 航空機事故は、海上自衛隊の使用する航空機（以下「使用航空機」という。）について、航空機の操縦に従事する者による航空機の操作に起因しないで、地上、艦上又は水上において発生した事故のうち、次の各号に掲げる場合とする。

（1）使用航空機の滅失又は損壊（損壊の程度は、航空事故調査及び報告等に関する訓令第2条の3及び海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達（昭和34年海上自衛隊達第62号）第3条の規定を適用する。）

（2）使用航空機による人員の死傷又は施設若しくは物件の滅失、亡失若しくは損壊（武器・弾薬事故の範囲）

第6条 武器・弾薬事故は、海上自衛隊の使用する武器又は弾薬（艦船及び航空機に装備し又は搭載されたものを含む。以下それぞれ「使用武器」及び「使用弾薬」という。）について、次の各号に掲げる場合とする。

（1）使用武器又は使用弾薬の亡失又は損壊（ただし、損壊した部分が遅滞なく、予備品と交換し得る場合を除く。）

（2）前号に関連する人員の死傷又は施設若しくは物件の滅失、亡失若しくは損壊（施設事故の範囲）

第7条 施設事故は、使用施設について、次の各号に掲げる場合とする。

（1）使用施設の滅失、亡失又は損壊（自然災害の場合を除く。）

（2）使用施設の設備又は管理上の欠陥に起因する人員の死傷又は使用施設以外の施設若しくは物件の滅失、亡失若しくは損壊

（車両事故の範囲）

第8条 車両事故は、海上自衛隊において使用する車両について、その運行、取扱い又は整備上の欠陥等に起因する人員の死傷又は施設若しくは物件の滅失、亡失若しくは損壊の場合とする。

（金銭・物品事故の範囲）

第9条 金銭・物品事故は、海上自衛隊において扱う金銭等及び物品について、次の各号に掲げる場合とする。ただし、第5条から前条までに該当する場合を除くものとする。

（1）出納官吏等（出納員及び有価証券取扱主任官を含む。以下同じ。）の保管に係る金銭等の亡失又は滅失

（2）物品管理職員が管理し又は物品使用職員が使用中の物品の亡失又は損壊。

（3）共済組合出納職員の保管に係る現金、小切手、有価証券又は物品の亡失又は損壊。ただしその損害の額が現金過不足又は棚卸損として会計処理できる場合を除く。

（秘密保全事故の範囲）

第10条 秘密保全事故は、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）に規定する特別防衛秘密又は特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）に規定する特定秘密若しくは秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）に規定する秘密が紛失し、漏えいし若しくは破壊されたとき、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがあるときとする。ただし、次条に該当するものについては、暗号事故として扱うものとする。

(暗号事故の範囲)

第10条の2 暗号事故は、暗号書表又は暗号機器が紛失し、盗まれ、破壊され、若しくは盗写された場合、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがある場合、暗号使用上重大な錯誤を犯した場合その他の暗号に関する規則類に定める場合とする。

(傷病事故の範囲)

第11条 傷病事故は、人員について、次の各号に掲げる場合とする。ただし、隊員以外の者については、当該事故が使用施設内若しくは使用物件について発生した場合に限るものとする。

- (1) 訓令感染症（自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第2条第1号に定める訓令感染症をいう。）。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項第2号に規定する感染症（以下「五類感染症」という。）を除く。
- (2) 五類感染症のうち集団感染に至った場合、又はそのおそれのある場合。
- (3) 集団の食中毒又はその疑いがあるとき。
- (4) 病 死
- (5) 公務上又は通勤時の死傷（服務事故に該当するものを除く。）
- (6) その他特に重要と認められる傷病

(服務事故の範囲)

第12条 服務事故は、隊員について、次の各号に掲げる場合とする。ただし、第5条から前条までに該当する場合を除くものとする。

- (1) 規律違反に起因する死傷
- (2) 自殺又は同未遂
- (3) 所在不明
- (4) 刑罰法令違反又はそのおそれのある場合
- (5) その他特に重要と認める規律違反

第3章 一般事故調査及び報告

(一般事故調査)

第13条 一般事故調査は、当該事故の実態を明らかにし、事故の防止に資することを目的とするものであって、事故に関する隊員の責任を究明することを目的とするものでない。

- 2 事故発生部隊等の長（海上幕僚監部にあつては、各部長、監察官、首席法務官、首席会計監査官及び首席衛生官をいう。以下同じ。）は、事故発生後速やかに事故調査を行うものとする。
- 3 海上幕僚長又は自衛艦隊司令官等は、前項の規定によるほか、特に認める場合は、自ら事故調査を行うものとする。
- 4 海上幕僚長又は自衛艦隊司令官等は、前項の規定により事故調査を行うときは、これを関係各部に通報し、又は報告するものとする。

(事故報告の区分)

第14条 一般事故の報告区分は、一般事故速報、一般事故詳報及び一般事故調査報告書とする。

(一般事故速報)

第15条 事故発生部隊等の長又は一般事故の発生を察知し、若しくは認めた部隊等の長は、別紙第1の報告基準に基づき、速やかに次の各号に掲げる事項について判明した事項を海上幕僚長に報告するとともに所要の向きに報告し、又は通報しなければならない。この場合において、報告（又は通報）項目は当該各号の番号及び記号をもって示すものとする。

(1) 事故発生部隊等の名称

(2) 事故の種別及び態様又は傷病名（航空機、武器・弾薬及び車両の事故については、型式・記号等を、感染症については、菌型及び真性患者・疑似症患者・無症状病原体保有者の区分をそれぞれ加える。）

(3) 事故関係者の官職・氏名・年令及び入隊年月日（自衛官については期別を、死亡した者については認識番号をそれぞれ加える。）

(4) 事故発生日時及び場所（必要ある場合は、天候・海上模様等を、感染症・食中毒については、a：発病年月日、b：初診年月日、c：病名決定年月日及びd：入院年月日を、それぞれ加える。）

(5) 事故の概要

(6) 推定原因又は動機（感染症・食中毒等の場合は、感染経路を加える。）

(7) 事故に対する措置

(8) 被害損傷状況、復旧見込額及び復旧に要する期間（感染症・食中毒等の場合は、まん延可能性の有無を加える。）

(9) 刑事訴訟又は民事訴訟の状況

(10) その他必要な事項（公務による死亡の場合は、a：現住所、b：認定扶養親族、c：共助部加入年月日・番号及びd：共済組合団体保険加入口数を加える。）

(一般事故詳報)

第16条 事故発生部隊等の長は、当該事故の詳細を報告する必要があると認めたとき又は海上幕僚長が特に指示するときは、別紙第2の形式による一般事故詳報を事故発生後1箇月以内に順序を経て海上幕僚長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ海上幕僚長の承認を得て、この期間を延長することができる。

(一般事故調査報告書)

第17条 自衛艦隊司令官等は、第13条第3項の規定により事故調査を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般事故調査報告書を事故発生後3箇月以内に、海上幕僚長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ海上幕僚長の承認を得て、この期間を延長することができる。

(1) 事故の概要

- (2) 人員の死傷（行方不明を含む。）並びに施設及び物件の損壊状況並びに参考事項
- (3) 修理復旧に関する事項及びこれに要する経費
- (4) 事故の原因
- (5) 事故防止法に関する意見等
- (2) 以上の事故に該当する場合の報告

第18条 同一の原因又は行為により発生した事故が一般事故の区分による2以上の事故に該当する場合には、そのうちの主要と認められるものの事故として報告するものとする。

(追加報告)

第19条 事故発生部隊等の長は、一般事故速報及び一般事故詳報による報告を行った後、未確認事項の確認、状況の変化等により新たに報告すべき事項又は既報告を訂正すべき事項が発生した場合は、その都度報告するものとする。

第4章 一般事故調査委員会

(一般事故調査委員会の設置)

第20条 第13条第3項に規定する海上幕僚長の行う事故調査を補佐させるため、海上幕僚監部に一般事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第21条 委員会は、委員長、委員及び専門委員をもって組織し、つぎの表に掲げる者をもって充てる。

事故種別	委員長	委員		専門委員
航空機事故	監 察 官	総 括 副 監 察 官	教育課長 運用支援課長 航空機課長	必要に応じ海上幕僚長から指名された者
武器・弾薬事故			運用支援課長 装備需品課長 艦船・武器課長 航空機課長 衛生企画室長	
施設事故			運用支援課長 施設課長 装備需品課長 衛生企画室長	
車両事故			運用支援課長 装備需品課長 衛生企画室長	
金銭物品事故			経理課長 厚生課長 装備需品課長 会計監査室長	
秘密保全事故			運用支援課長 指揮通信課長 情報課長	
暗号事故			指揮通信課長 運用課長 調査課長	
傷病事故			補任課長 厚生課長 運用支援課長 衛生企画室長	
服務事故			総務課長 補任課長 運用支援課長 衛生企画室長	

- 2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事の運営を総括する。
- 3 委員は、委員会に出席して議事に参加する。
- 4 専門委員は、専門事項について委員会の議事に参加する。

(幹 事)

第 2 2 条 委員会に幹事 1 名をおき、総括副監察官がこれを兼ねる。

2 幹事は、委員会の議事の運営について、委員長を補佐する。

(庶 務)

第 2 3 条 委員会の庶務は、副監察官が処理する。

(調査及び報告)

第 2 4 条 委員会は、事故調査を実施し、一般事故調査報告書の様式に準じて調書を作成し、これに必要な資料を添付して、海上幕僚長に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査を行うに当たり必要と認める場合は、当該事故に関係ある者の報告書の提出若しくは出頭及び陳述を求め、又は現地における調査若しくは資料の収集を行うことができる。

3 委員会は、第 1 項の調査のため必要と認める場合は、委員会を構成する者以外の者に所要の試験・鑑定等を委託し又は専門的な意見を求める事ができる。

(審 査)

第 2 5 条 委員会は、海上幕僚長が特に必要と認める場合において、一般事故調査報告書を審査し、及び当該事故による所要の対策所見を海上幕僚長に報告するものとする。

第 5 章 雑則

(委任規定)

第 2 6 条 自衛艦隊司令官等は、この達に定めるもののほか、一般事故調査及び報告等に関し必要な細部事項を定めることができる。

附 則

1 この達は、昭和 4 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 海上自衛隊事故調査委員会規程（昭和 2 9 年海上自衛隊達第 2 号）及び海上自衛隊一般事故報告規則（昭和 3 5 年海上自衛隊達第 1 1 号）は、廃止する。

附 則〔自衛艦隊の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 4 4 年 3 月 1 5 日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、昭和 4 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔第 2 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 4 8 年 1 0 月 1 6 日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 5 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 5 6 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 5 6 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び附則第3項の規定は、昭和57年4月28日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和57年6月2日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔自衛隊における感染症対策に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成11年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年12月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成14年10月1日から施行する。

附 則〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年11月1日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、平成18年9月6日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、平成19年7月2日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、平成21年8月6日から施行する。

附 則〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成26年3月24日から施行する。

附 則〔特定秘密の保護に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成26年12月10日から施行する。

附 則〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年年10月1日から施行する。

別紙第1(第15条関係)

一般事故速報の報告基準

1 航空機事故

- (1) 第5条第1号については、すべての事故
- (2) 第5条第2号については、負傷の程度が重傷以上又は損害額100万円以上の事故

2 武器・弾薬事故

- (1) 第6条第1号については、次の各号に該当する事故
 - ア 海上幕僚監部において直ちに処置をとる必要のあるもの。
 - イ 自隊(艦又は艇)の能力では処置できないもの。
 - ウ 米軍等に関係のあるもの。
 - エ 他自衛隊及び部外の機関等に関係のあるもの。
- (2) 第6条第2号については、負傷の程度が重傷以上又は損害額100万円以上の事故

3 施設事故及び車両事故

負傷の程度が重傷以上又は損害額100万円以上の事故

4 金銭・物品事故

- (1) 第9条第1号及び第3号については、すべての事故
- (2) 第9条第2号については、損害額100万円以上の事故

5 秘密保全事故及び暗号事故

すべての事故

6 傷病事故

すべての事故。ただし、第11条第5号については、負傷の程度が重傷以上の事故

7 服務事故

- (1) 第12条第1号については、負傷の程度が重傷以上の事故
- (2) 第12条第2号については、すべての事故
- (3) 第12条第3号については、すべての事故。ただし、部内外に著しい影響を及ぼすおそれのないものは5日を過ぎた場合
- (4) 第12条第4号については、次の各号に該当する事故
 - ア 収賄、業務上横領、窃盗、詐欺、殺人、強盗、脅迫、傷害及び暴行
 - イ 私有車両の運転に伴う悪質な交通事故
 - ウ その他社会的影響力が大きいと認められる刑罰法令違反

別紙第2(第16条関係)

一般事故詳報の内容

1 航空機、施設、武器・弾薬、車両及びサービスの各事故並びに傷病事故(第11条第5号の場合)

事故詳報

- (1) 事故発生部隊等の名称
- (2) 事故種別及び事故の態様
- (3) 事故関係者の官職、氏名等(当該事故に係る必要な略歴を加える。)
- (4) 事故発生日時及び場所(必要と認める場合は、天候、海上模様を加える。)
- (5) 事故の状況
 - ア 事故発生前の状況
 - イ 事故発生時の状況
 - ウ 故に対する措置
- (6) 被害損傷の状況
 - ア 人員の死傷
 - イ 施設又は物件の滅失、亡失又は損壊
- (7) 事故原因(推定)又は事故発覚の端緒
- (8) 事故の及ぼす影響
- (9) 刑事又は民事訴訟の状況
- (10) 所見その他

2 金銭・物品事故(第9条第1号の場合)

事故詳報

- (1) 事故発生部隊等の名称
- (2) 事故種別及び事故の態様
- (3) 事故関係者の官職、氏名等
 - ア 出納官吏等の官職・氏名・略歴及び任免年月日
 - イ 監督者の官職・氏名及び管理機関
- (4) 事故発生日時及び場所
- (5) 事故の状況
 - ア 平素における保管状況
 - イ 事故発見の状況
 - ウ 事故に対する措置
- (6) 亡失又は滅失した金銭の種別及び額
- (7) 会計事務職員に対して弁償命令を発したときは、その年月日及び金額
- (8) 会計事務職員の等顔弁償命令に対する不服の有無及び「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第115条第1項の規定による検定を求める意志の有無

- (9) 国の損害補てんの状況（弁償年月日及び金額・弁償者・弁償命令との関係）及び損害の全部が補てんされていない場合は将来の補てんの見込み
 - (10) 当該事故にかかわる損害賠償請求の訴を提起したときは、その年月日及び訴訟の進行状況、上記のほか裁判上の和解、その他国の債権確保の処置をとったときは、その処置の状況
 - (11) 当該事故に関連して公訴の提起等があったときは、その年月日及び訴訟の進行状況
- 3 金銭・物品事故（第9条第2号の場合）
防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）の定めるところによる。
 - 4 金銭・物品事故（第9条第3号の場合）
国家公務員共済組員法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)の定めるところによる。
 - 5 秘密保全事故（特別防衛秘密又は秘密に属する魚雷を亡失した場合を含む。）及び暗号事故
特別防衛秘密の保護に関する達（平成19年海上自衛隊達第18号）、特定秘密の保護に関する達(平成26年海上自衛隊達第30号)及び秘密保全に関する達(平成19年海上自衛隊達第16号)の定めるところによる。
 - 6 傷病事故(第11条第5号に該当する場合を除く。)

事 故 詳 報

- (1) 事故発生部隊等の名称
- (2) 事故種別及び病名(菌型等を含む。)
- (3) 事故発生日時及び場所
- (4) 患者発生数(階級別、営内・営外別)
- (5) 概 況
 - ア 原因並びに感染経路(感染症及び食中毒の場合に限る。)
 - イ 臨床症状
 - ウ 患者収容状況
 - エ 防疫実施状況(感染症及び食中毒の場合に限る。)
 - オ その他
- (6) 今後の見通しその他
- (7) 所 見